

一般競争入札の実施について

下記市有財産の貸付けを一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和5年2月21日

岐阜市長 柴 橋 正 直

記

1 入札に付する事項

(1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所、面積等

物件番号	施設名	所在地	貸付箇所 (設置場所)	貸付面積	設置台数	最低入札価格 (貸付期間中の賃貸 借料の総額、税抜き)
1	東部コミュニティセンター	岐阜市芥見4丁目80番地	1階 玄関	2.16㎡	1台	55,656円
2	西部コミュニティセンター	岐阜市下鵜飼1丁目105番地	1階 喫茶コーナー前	2.20㎡	1台	26,166円
3	北部コミュニティセンター	岐阜市八代1丁目11番13号	1階 エレベーター前	2.00㎡	1台	50,313円
4	南部コミュニティセンター	岐阜市加納城南通1丁目20番地	1階 ロビー	2.70㎡	1台	79,716円
5	長森コミュニティセンター	岐阜市前一色1丁目2番1号	1階 エレベーター前	3.36㎡	1台	95,859円
6	市橋コミュニティセンター	岐阜市市橋6丁目13番25号	1階 階段横	3.60㎡	1台	207,225円
7	北東部コミュニティセンター	岐阜市福富迎田6番地1	1階 エレベーター横	2.37㎡	1台	90,525円

(2) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とし、期間の延長及び更新はしない。

## 2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人は、入札に参加することができる。

- (1) 岐阜市競争入札参加資格者名簿（令和5・6・7年度 物品・委託・その他）に登録されるために必要な申請手続を完了している者であること。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止を、本件の入札参加申込みの受付期間の期限後から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (3) 法人にあつては岐阜市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜市内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 岐阜市が過去に実施した自動販売機設置場所の貸付けにおいて、次のいずれにも該当しない者であること。ただし、次のいずれかに該当することとなった日の属する年度の翌年度から起算して4年目以降の年度に属する日を入札日とする自動販売機設置場所の貸付けに係る入札への参加については、この限りでない。
  - ① 落札後辞退した者
  - ② 市有財産賃貸借契約を締結後、次のいずれかに該当し、契約解除をされた者
    - ア 賃借人が、契約に定める義務を履行しないとき。
    - イ 賃借人が振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
    - ウ 賃借人が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
    - エ 賃借人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
    - オ 賃借人が、賃貸人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
    - カ 賃借人の信用が著しく失墜したと賃貸人が認めたとき。
    - キ 賃借人が、主務官庁から営業禁止若しくは営業停止の処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
    - ク 賃借人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、賃貸人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
    - ケ 賃借人が賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を妨げると、賃貸人が認めたとき。
    - コ 賃借人が、岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条各号の規定に該当するとき。
    - サ 賃借人が、貸付期間中において、岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されていないとき。
    - シ アからサまでに準ずる事由により、賃貸人が契約を継続しがたいと認めたとき。

- ③ 賃借人の都合により、賃貸借期間の満了前に契約解除をすることになった者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (7) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。

ア) 親会社と子会社の関係にある場合

イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、ア)については、会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①及び②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 担当部局

部署名称 : 市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課

担当者名 : 林、加藤

電話 : 058-214-4792（直通）

ファクス : 058-265-8665

住所 : 岐阜市司町40番地1（13階）

### 4 入札参加申込み

(1) 入札参加申込みの方法

入札の参加希望者は、受付期間及び受付時間内に、実施要領に定める書類を提出するものとする。なお、郵送、電話、ファクス、電子メール等による受付は行わない。

(2) 受付期間及び受付時間

令和5年2月21日（火）から令和5年3月3日（金）まで（土、日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年3月9日（木）午後2時00分

(2) 場 所 岐阜市司町40番地1  
岐阜市役所 市庁舎 6階 6-3会議室

7 入札方法等

(1) 入札書の提出

入札参加者は、前項「6 入札の日時及び場所」における指定時刻に、指定された場所において、入札書（様式第5）を入札箱に投函する。

なお、入札書は封筒（様式などの指定はありません。）に入れること。

(2) 入札書に記載する金額

① 入札書に記載する金額は、それぞれの物件について、「1(2) 貸付期間」に定める貸付期間（3年間）の賃貸借料とする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、物件番号ごとに委任状を提出しなければならない。

(4) 再度の入札

① 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

② 再度の入札は2回までとする。

③ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格がない者がした入札

② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合を含む。）

③ 委任状を提出しない代理人のした入札

- ④ 不正行為による入札
  - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
  - ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
  - ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
  - ⑧ 入札参加申し込みの際に提出した書類に虚偽の記載を行った者の入札
  - ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) その他
- ① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
  - ② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、または取り止めることがある。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いのもとで行う。
- (2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び金額を、落札者がいない場合にはその旨を開札に立ち会った入札者に通知する。
- (3) 落札者は、次の方法により決定する。
  - ①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とする。
  - ②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札者はその権利を他者に譲ることはできない。

## 9 契約の締結

- (1) 落札者は、市有財産賃貸借契約書（様式第7）により、落札後速やかに、賃貸借契約を締結すること。落札者が、契約締結を辞退した場合又は契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額の100分の10（円未満切捨て）に相当する額を損害金として市に納付しなければならない。その場合、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を行なうことがある。
- (2) 賃貸借契約は一般競争入札参加申込書の申込者名義で行う。
- (3) 市有財産賃貸借契約書第7条における年度別の納付金額は、貸付期間中の賃貸借料の総額を、貸付期間の年数及び月数により、各年度に均等に分割して定める。ただし、1円未満の端数は初年度に含める。
- (4) 契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。

- (5) 貸付期間の開始日において、賃借人が、岐阜市競争入札参加資格者名簿（物品・委託・その他）に登録されていない場合は、市有財産賃貸借契約書第18条第12号に該当するため、岐阜市は契約を解除する。

## 10 質疑応答

(1) 質問書の受付期間

令和5年2月21日（火）から令和5年2月24日（金）まで  
午前9時から午後4時まで（土、日及び祝日を除く。）

(2) 提出方法

質問書の受付期間内に、指定された様式において、担当部局あて、持参又はファクスをすることにより提出すること。

(3) 回答方法

回答は、質疑応答集を作成し、この質疑応答集を担当部局にて交付する方法及び担当部局ホームページに掲載する方法により公表し、質問書提出者へ個別の回答は行わない。

公表予定日は、令和5年2月28日（火）とする。

## 11 その他

この公告に定める事項のほか、必要な事項は、実施要領の定めるところによる。